

大阪府浄化槽事務処理要領

大阪府浄化槽行政連絡協議会

第1. 趣旨

この事務処理要領は、建築基準法又は浄化槽法に規定する浄化槽に関わる大阪府内の標準的な事務手続きについて定める。

第2. 浄化槽を設置又は変更する際の手続き

- 1 浄化槽を設置しようとする者は、次の区分に応じ、別表1に掲げる図書を提出する。
 - 一 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による建築主事若しくは建築副主事の確認を申請すべきとき
建築確認申請
 - 二 建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築主事若しくは建築副主事に通知すべきとき
計画通知
 - 三 前二号以外のとき
浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出。ただし、公共浄化槽を設置する場合は届出を要しない。

- 2 浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする者は、次の区分に応じ、別表2に掲げる図書を提出するものとする。
 - 一 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第2項の規定に基づく確認済証の交付を受け、工事を完了する前
 - イ 次のいずれかに該当
軽微な変更
 - (1) 浄化槽の位置の変更
 - (2) 型式適合認定を受けた浄化槽の機種、製造業者等の変更（同等以上の処理性能のある場合に限る）
 - (3) 型式適合認定を受けた浄化槽のオプション槽（放流ポンプ槽）の変更、追加又は取りやめ
 - (4) 処理対象人員の変更を伴わずに処理対象人員以上の浄化槽への変更（同等以上の処理性能のある場合に限る）
 - ロ イ以外
計画変更
 - 二 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届を受理され、工事を完了する前
 - 次のいずれかに該当
変更届出
 - (1) 人槽の変更
 - (2) 機種の変更
 - (3) 処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴わない軽微な変更以外

- 3 工事を完了する前に、浄化槽設計書に記載した工事業者を変更した者は、浄化槽工事業者変更届（様式第8号）を提出するものとする。

- 4 建築確認申請又は計画変更確認申請は、設置場所を所管する建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関へ申請、計画通知又は計画変更通知は設置場所を所管する建築主事若しくは建築副主事へ通知、浄化槽設置届出又は変更届出は、浄化槽設置届出所

管機関（大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長とする。以下同じ。）へ届け出るものとする。

- 5 浄化槽を設置又は変更する際の手続きは、浄化槽法第7条に規定する水質検査の促進の観点から同法第57条による指定検査機関を経由し、また、関係法令等の確認のために市町村を経由するものとする。
- 6 指定検査機関は、浄化槽法第7条に規定する水質検査の申し込みが取り消されたときは、速やかに浄化槽設置届出所管機関に対し、情報提供するものとする。

第3. 公共浄化槽を設置又は変更する際の協議に関する手続き

- 1 市町村は、浄化槽法第12条の5第4項の規定に基づき、公共浄化槽を設置するときは、浄化槽設置届出所管機関及び特定行政庁と設置について協議をしなければならない。その場合、浄化槽ごとに、別表3に掲げる協議図書を浄化槽設置届出所管機関及び特定行政庁に提出するものとする。
- 2 市町村は、設置する公共浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする場合（建築確認（計画通知）の手続きに伴う変更を含む。）は、次の区分に応じ、別表4に掲げる図書を浄化槽設置届出所管機関及び特定行政庁に提出するものとする。
 - 一 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第2項の規定に基づく確認済証の交付を受け、工事を完了する前
 - イ 次のいずれかに該当 軽微な変更
 - (1) 浄化槽の位置の変更
 - (2) 型式適合認定を受けた浄化槽の機種、製造業者等の変更（同等以上の処理性能のある場合に限る）
 - (3) 型式適合認定を受けた浄化槽のオプション槽（放流ポンプ槽）の追加又は取りやめ
 - (4) 処理対象人員の変更を伴わずに処理対象人員以上の浄化槽への変更（同等以上の処理性能のある場合に限る）
 - ロ イ以外 計画変更
 - 二 一以外で、工事を完了する前
 - 次のいずれかに該当 計画変更届出
 - (1) 人槽の変更
 - (2) 機種の変更
 - (3) 処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴わない軽微な変更以外
 - 三 浄化槽法第12条の5第4項（第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による浄化槽設置計画協議申出書の浄化槽設計書に記載した工事業者を変更する場合

第4. 浄化槽工事が完了したときの手続き

建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項、浄化槽法第5条第1項又は第12条の5第4項の規定による工事を完了したときは、浄化槽施工状況報告書（様式第6号又は第7号）を提出しなければならない。

附則

1. この処理要領は、昭和 61 年 12 月 1 日から実施する。
2. 大阪府浄化槽事務処理要領（昭和 58 年 3 月 1 日制定）は、廃止する。

附則

1. この処理要領は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
2. 大阪府浄化槽事務処理要領（昭和 61 年 12 月 1 日制定）は、廃止する。

附則

1. この処理要領は、平成 9 年 6 月 4 日から実施する。

附則

1. この処理要領は、平成 11 年 7 月 28 日から実施する。

附則

1. この処理要領は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. 本要領は、平成 21 年 1 月 19 日から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 25 年 3 月 21 日から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 29 年 3 月 28 日から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 30 年 2 月 7 日から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 31 年 4 月 10 日から適用する。

附則

1. 本要領は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

附則

1. 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 浄化槽の設置に係る届出の添付図書（第2. 1 関係）

区分	建築確認申請		計画通知		浄化槽設置届出	
	建築基準法第6条第1項 又は第6条の2第1項		建築基準法第18条第 2項		浄化槽法第5条	
申請又は届出先	建築主事若しくは 建築副主事 指定確認検査機関 (建築基準法)		建築主事若しくは 建築副主事		特定行政庁経由 浄化槽設置届出所管機関	
図書	正本*1	副本	保健所通知	正本(2部)*2	副本	
浄化槽設置届出書(様式第1号)				○	○	
浄化槽設計書(様式第3号)	○	○	○※3	○※3	○	
委任状(代理人による場合)				○	○	
付近見取図	○	○	○	○	○	
配置図						
明示すべき事項 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法を記載のもの	○	○	○	○	○	
処理対象人員算定表(様式第4号) (専用住宅以外)	○	○	○	○	○	
浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能					
	浄化槽の処理対象人員及びその算出方法(様式第5号)*4	○	○	○	○	○
	浄化槽の処理方式					
	浄化槽の各槽の有効容量					
浄化槽の構造詳細図	○	○	○	○	○	
構造強度計算書*5	○	○	○	○	○	
定員証明書*6	○	○	○	○	○	

*1 正本に添える図書(浄化槽設計書(様式第3号)を除く。)にあつては、当該図書の建築士の記名が必要。

*2 2部。特定行政庁用(1部)及び浄化槽設置届出所管機関用(1部)

*3 原本は浄化槽設置届出所管機関用へ添付

*4 JISに基づき処理対象人員を省略する場合は省略可

*5 鉄筋コンクリート製の浄化槽又は擁壁等で囲う場合

*6 作業所等の定員を証明する場合のみ添付

上記の図書は、標準的な手続きに必要な図書をとりまとめたものである。

別表2 浄化槽の変更に係る届出の添付図書（第2.2関係）

区分	軽微な変更			計画変更			浄化槽変更届出
	大阪府建築基準法 施行細則第9条等			建築基準法第6条第1項、第6 条の2第1項又は第18条第2項			浄化槽法 第5条
図書	正本*1	副本	保健所 送付*2	正本*1	副本	保健所 通知	正本(2部)*3 副本
計画変更確認申請書（建築物）				○*4	○*4		
計画変更通知書（建築物）				○*5	○*5		
確認事項変更届（軽微な変更）	○*6	○*6	○*6				
浄化槽変更届出書（様式第2号）							○
委任状（代理人による場合）	○			○			○
浄化槽設計書（様式第3号）	○	○	○*7	○	○	○*7	○*7
変更にかかる部分の図書	○	○	○	○	○	○	○

- *1 正本に添える図書（浄化槽設計書（様式第3号）を除く。）にあつては、当該図書の建築士の記名が必要。
 - *2 浄化槽法第7条の検査等に必要となる資料送付
 - *3 2部。特定行政庁用（1部）及び浄化槽設置届出所管機関用（1部）
 - *4 確認申請を変更する場合
 - *5 計画通知を変更する場合
 - *6 軽微な変更がある場合
 - *7 原本は浄化槽設置届出所管機関用へ添付
- 上記の図書は、標準的な手続きに必要な図書をとりまとめたものである。

別表3 公共浄化槽の設置に係る協議図書（第3.1関係）

区分	建築確認申請（計画通知）が伴う場合*1		建築確認等が伴わない場合（左記以外）	
	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第2項		—	
協議先	特定行政庁経由 浄化槽設置届出所管機関			
図書	正本*2	副本	正本*2	副本
浄化槽設置計画協議申出書（様式第9号）	○	○	○	○
浄化槽設計書（様式第3号）	○	○	○**3	○
委任状（代理人による場合）	○	○	○	○
付近見取図	○	○	○	○
配置図				
明示すべき事項 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法を記載のもの	○	○	○	○
処理対象人員算定表（様式第4号）（専用住宅以外）	○	○	○	○
浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能			
	浄化槽の処理対象人員及びその算出方法（様式第5号）*3	○	○	○
	浄化槽の処理方式			
	浄化槽の各槽の有効容量			
浄化槽の構造詳細図	○	○	○	○
構造強度計算書*4	○	○	○	○
定員証明書*5	○	○	○	○
土地及び建物所有者の同意書	○	○	○	○
私有浄化槽所有者の同意書	○	○	○	○

*1 正本に添える図書（浄化槽設計書（様式第3号）を除く。）にあつては、当該図書の建築士の記名が必要。

*2 2部。特定行政庁用（1部）及び浄化槽設置届出所管機関用（1部）

*3 JISに基づき処理対象人員を算出する場合は省略可

*4 鉄筋コンクリート製の浄化槽又は擁壁等で囲う場合

*5 作業所等の定員を証明する場合のみ添付

上記の図書は、標準的な手続きに必要な図書をとりまとめたものである。

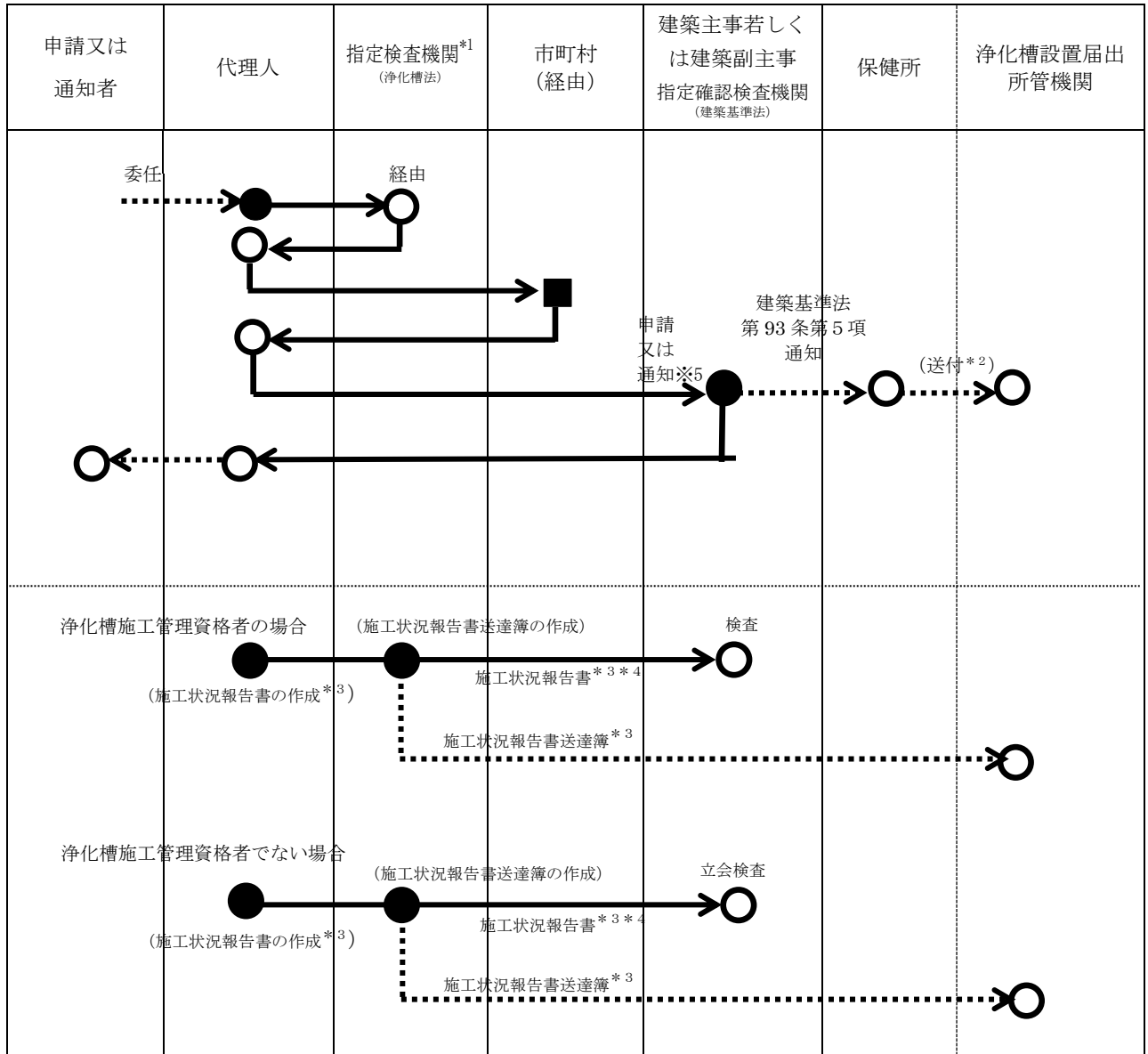
別表4 公共浄化槽の変更に係る協議図書（第3.2関係）

協議先	特定行政庁経由 浄化槽設置届出所管機関	
	正本 *1	副本
図書		
浄化槽設置計画変更協議申出書 (様式第10号)	○	○
委任状(代理人による場合)	○	○
浄化槽設計書(様式第3号)	○	○
変更にかかる部分の図書	○	○

*1 2部。特定行政庁用(1部)及び浄化槽設置届出所管機関用(1部)
上記の図書は、標準的な手続きに必要な図書を取りまとめたものである。

【標準的な申請・届出の流れ】

1. 建築基準法第6条第1項の規定による建築主事若しくは建築副主事の確認を申請すべきとき、又は同法第18条第2項の規定により建築主事若しくは建築副主事に通知すべきとき

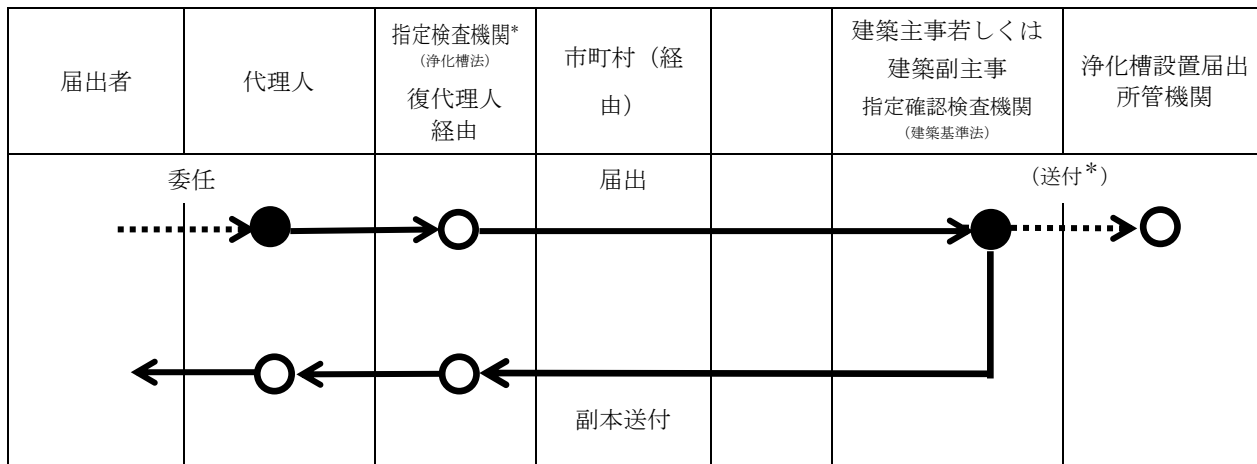


- * 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関
- * 2 保健所が浄化槽設置届出所管機関でない場合、通知受領後、浄化槽設置届出所管機関に別表1 浄化槽の設置に係る届出の添付図書を送付する。
- * 3 郵送又は電子送付可
- * 4 建築物の完了検査申請に関しては、別途、工事監理者と調整のこと
なお、建築物の用途変更に係るものの場合、施工状況報告書は、建築主事若しくは建築副主事への工事完了届と合わせて提出すること
- * 5 確認申請書又は計画通知書に添付すること

凡例 (以下同じ)

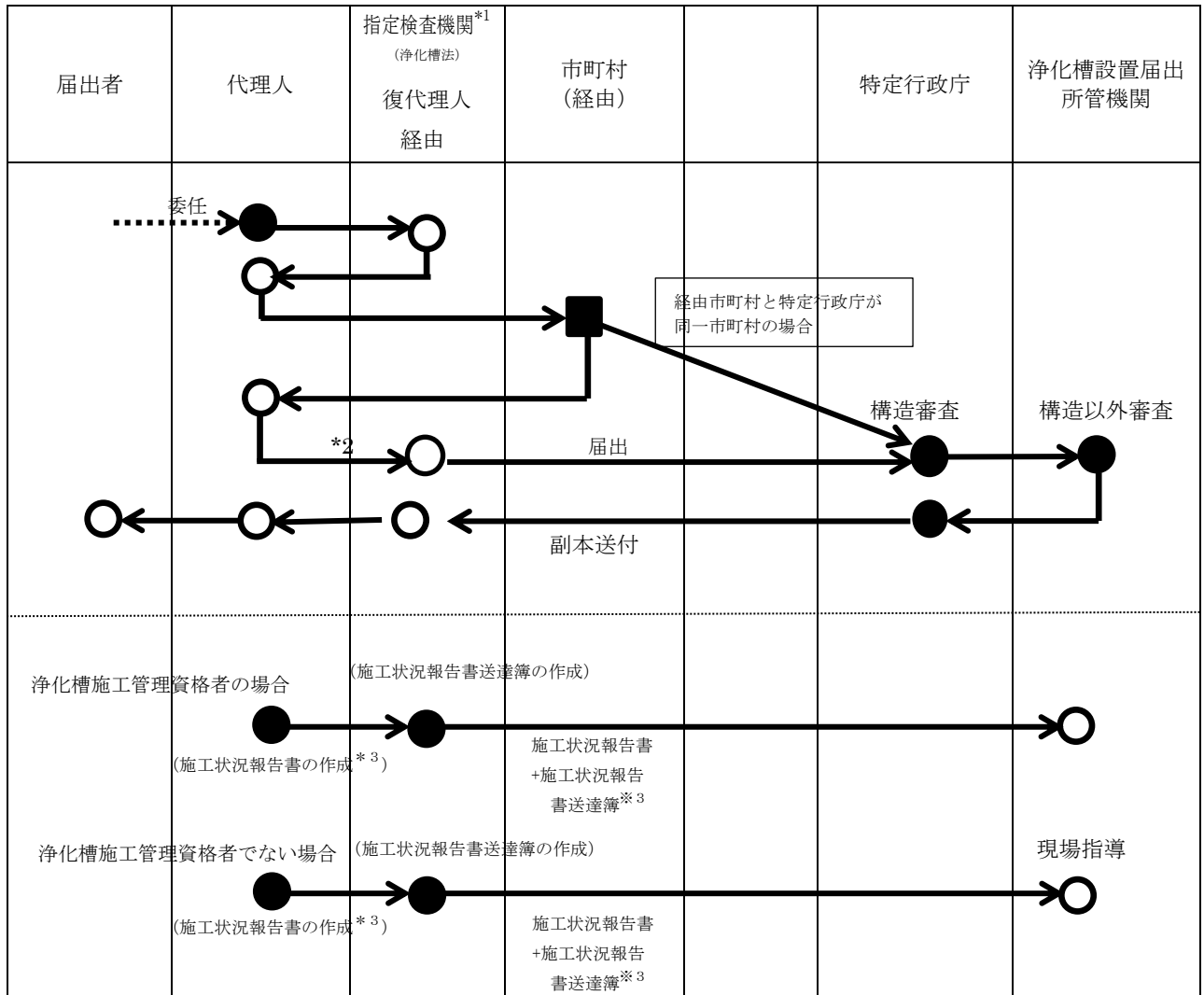
- 図書一式の流れ
- 委任又は通知、意見
- 書類の作成、審査等
- 書類の收受等
- 経由

2. 大阪府建築基準法施行細則第9条等の規定による確認事項変更届出



* 仕様に変更がある場合に限る。

3. 浄化槽法第5条の規定による浄化槽設置届出又は変更届出



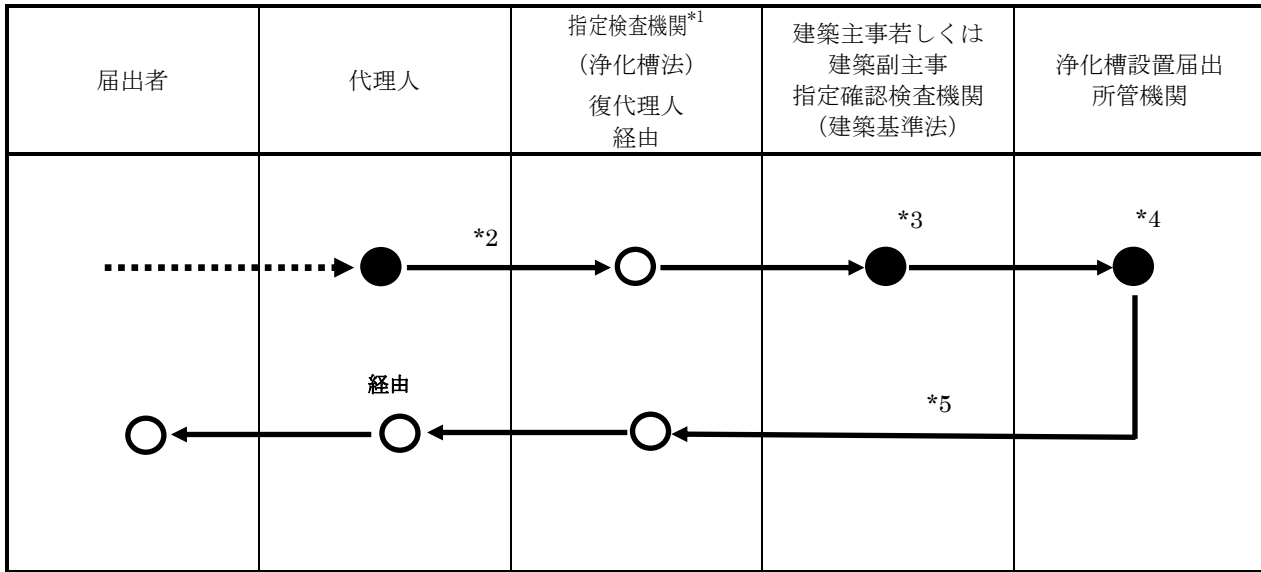
* 1 浄化槽法第 57 条に規定する大阪府知事が指定する機関

* 2 郵送可

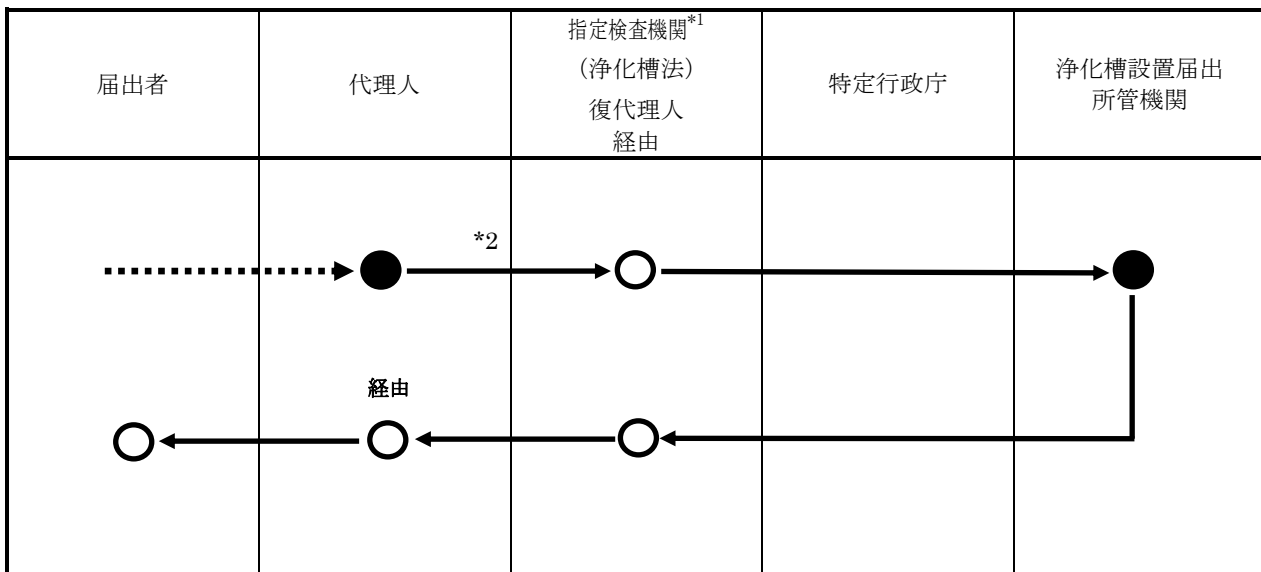
* 3 郵送又は電子送付可

4. 要領 第2. 3の規定による浄化槽工事業者変更届出書

4. 1 建築基準法第6条第1項の規定による建築主事若しくは建築副主事の確認を申請すべきとき、又は同法第18条第2項の規定により建築主事若しくは建築副主事に通知すべきとき



4. 2 浄化槽法第5条の規定による浄化槽設置届出又は変更届出のとき



* 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関

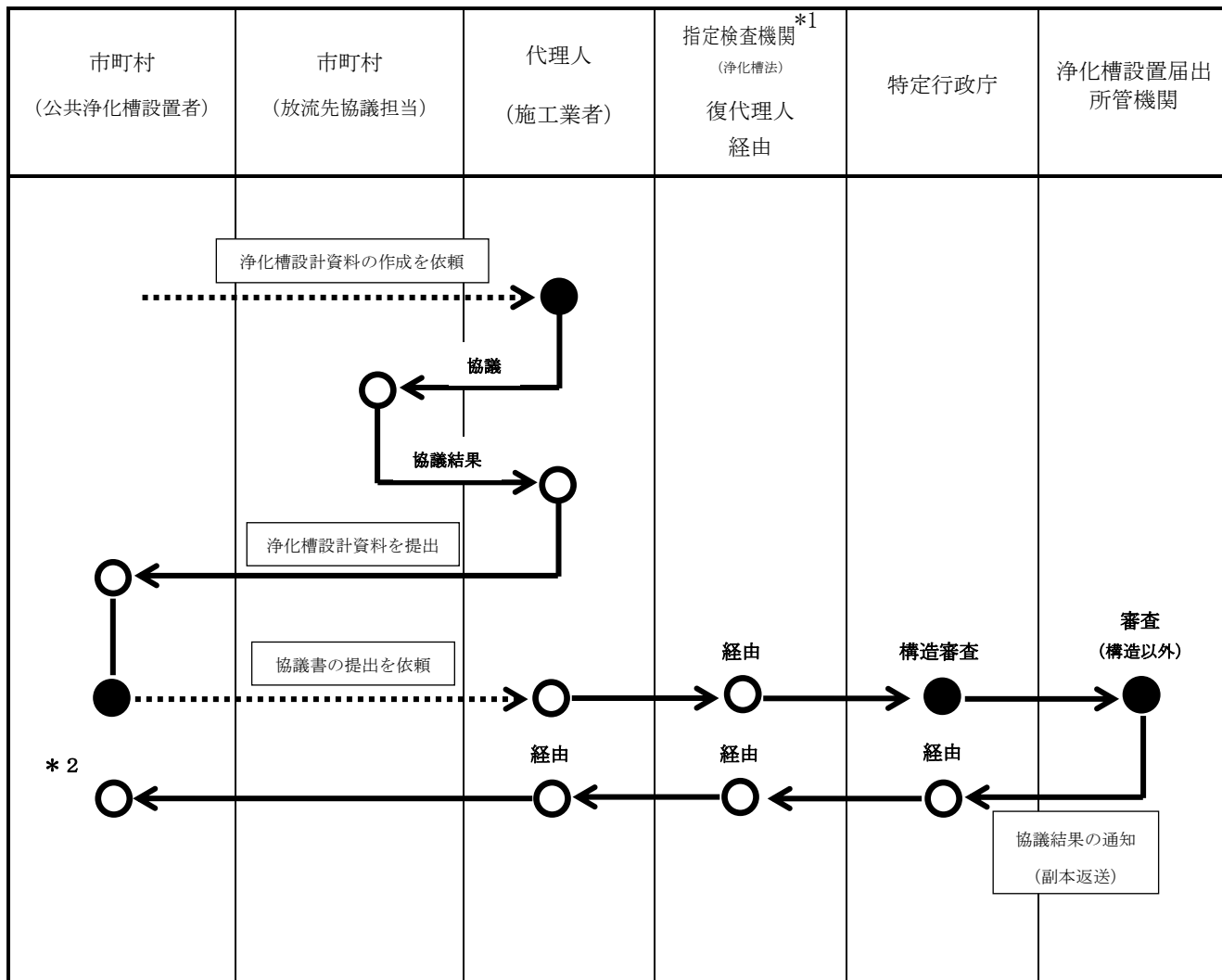
* 2 郵送可

* 3 正本（2部）及び副本に受付印を押印し、正本（浄化槽設置届出所管機関用）及び副本を浄化槽設置届出所管機関に送付

* 4 正本（浄化槽設置届出所管機関用）及び副本に受付印を押印し、副本を建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関に送付

* 5 指定検査機関及び代理人を経由して、副本を届出者に返却

5. 浄化槽法第12条の5の規定による浄化槽設置（変更）に係る協議申出



* 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関

※一般社団法人大阪府環境水質指導協会の場合がある。

* 2 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請、計画変更確認申請、同法第18条第2項の規定による計画通知又は計画変更通知を行う必要がある場合は、市町村より建築主に浄化槽設計資料を提供するものとする。提供後、建築主により建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請、計画変更確認申請、第18条第2項の規定による計画通知又は計画変更通知による確認申請が行われ、同法第93条第5項の規定により建築主事若しくは建築副主事（指定確認検査機関）から保健所に通知がある。保健所が浄化槽設置届出所管機関でない場合、通知受領後、浄化槽設置届出所管機関に別表3浄化槽の設置に係る届出の添付図書を送付する。